

権利擁護を支える法制度

専門教育科目 / 2 単位 / T 授業

担当教員 日田 剛

■使用テキスト

一般社団法人 日本ソーシャルワーク教育学校連盟 編集
『最新 社会福祉士養成講座9 権利擁護を支える法制度』中央法規出版 2021

◆参考テキスト

講義概要・一般目標

社会福祉のサービスは公共性に特徴がある。公共性とは権利としてサービスが提供されることである。

近年、社会福祉の分野でも社会福祉基礎構造改革から社会福祉法の改正に伴い、社会福祉のサービス利用のシステムが「措置制度」から「契約」に転換し、利用者とサービス提供者との「契約」に基づき諸々の福祉サービスが提供されている。社会福祉士が相談援助等で接する人の中には、高齢のために身体的にも精神的にも衰えている人、障がい有するのために自分の意思を十分に表明できない人などが存在する。このような人達は、判断能力の点で援助を必要としている要援護者であることが多い。だからこそ、権利として社会福祉サービスを保障するために相手の立場に立って考えられることのできる鋭い人権感覚が求められる（DP3）。

そこで、この科目では、相談援助を展開する上で、想定される法律問題を実際の相談でよくある問題に対応ができるために、基礎的に日本国憲法や行政法、民法などの法制度を学習し（DP7）、具体的に成年後見制度や関連制度の内容を理解することで、誰のための何の権利擁護を実践しなければならないのかを明らかにし、社会福祉士として果たすべき使命と役割を理解し鋭い人権感覚を涵養する（DP1）。

到達目標

- 1) 本講座では、権利侵害を受けやすい市民を守る上での必要な知識、制度を学ぶ。
- 2) 成年後見制度やそれに関連する諸制度の申立てから実践までの一連の課程で、ソーシャルワーカーが関わる必要性について理解を深め成年後見人としての業務が遂行できる基礎を理解し、合わせて説明できるようになる。

実務経験のある教員による教育

介護老人保健施設、ケアホーム等での社会福祉士としての実務経験及び宮崎県社会福祉士会の社会福祉士として、「ばあとなあ宮崎」の成年後見人養成研修を修了し、成年後見人等の実務経験（10年）を持つ担当教員（日田）による実践に即した指導をおこなう。

評価方法

科目単位認定試験により評価。

学習指導

第1章 ソーシャルワークと法のかかわり

この章のポイント

ソーシャルワーカーの権利擁護活動にはあらゆる社会システム、法についての基本的な知識が必要である。また基本的人権を規定する日本国憲法の理解は不可欠であり、同時に民法、行政法の理解も求められる。

第2章 法の基礎

この章のポイント

慣習や伝統、道徳、法によって秩序が維持される社会で、ソーシャルワーカーはクライアントが属する部分社会の規範を尊重することが求められる。よってソーシャルワーカーはさまざまな社会規範と規範相互の関係について理解が求められる。また、裁判のシステムや判例にも精通する必要がある。

第3章 権利擁護の意味と支える仕組み

この章のポイント

成年後見制度をはじめとした権利擁護に関わる制度が整備されてきているが、制度があれば問題が解決するわけでない。本性は権利擁護の考え方を基盤に据え、福祉サービスの適切な利用、苦情解決の仕組み、「虐待」や「DV」等に関する法律、制度、障害を理由とする差別の解消について学ぶ。

第4章 権利擁護活動と意思決定支援

この章のポイント

「自己決定」はクライアントの重要な権利であり、それが達成できたと言えるのはどのような場合かとの問いに、意思決定支援が一つの回答である。この意思決定支援と合わせて個人情報保護法、インフォームド・コンセントについて学ぶ。

第5章 権利擁護にかかわる組織、団体、専門職

この章のポイント

ソーシャルワーカーは権利擁護に関する相談を受理し、受容・傾聴しながら制度に結びつけ社会資源を活用することが求められる。そのために本章では権利擁護にかかわる組織、団体、専門職とその役割について理解する。

第6章 成年後見制度

社会福祉士が成年後見制度の担い手として、法律専門職とともに権利擁護の役割を果たす意味を成年後見制度の基本的な仕組みや申立ての流れを学習することによって理解する。

また、最近の動向を踏まえ、後見事務のあり方など制度の課題を理解する。